

議第 1 3 9 号 財産の無償貸付けについて

1 趣旨

令和 7 年 4 月 1 日付けで廃止する呉市桜ヶ丘老人集会所の建物を引き続き地域のコミュニティ活動に利用するため、呉市公共施設に関する個別施設計画（令和 3 年 3 月策定）を踏まえ策定したコミュニティ施設の地域への無償譲渡に係る方針に基づき、旧呉市桜ヶ丘老人集会所の建物を無償譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を無償で貸し付けるものです。

2 財産の概要等

(1) 所在地

呉市焼山桜ヶ丘 2 丁目 7 7 2 番 2 3 3

(2) 種別及び数量

土地（宅地）

4 4 7 . 5 1 平方メートル

(3) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日からコミュニティ施設の運営の用途に供する期間（建物の解体撤去に要する期間を含む。）の末日まで

(4) 貸付けの相手方

呉市焼山桜ヶ丘 2 丁目 6 番 5 号

桜ヶ丘自治会

代表者 奥村 和彦

3 位置図



4 配置図

